

商 品 名	定額貯金
ご 利 用 いただける方	個人及び法人その他団体（非居住者の方などゆうちょ銀行所定の方を除きます。）
据 置 期 間	預入日から起算して6か月
預 入 金 額	1,000円以上、1,000円単位 1口の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円 A T Mにより預入する場合及び総合口座（通常貯蓄貯金でご利用の場合を除きます。）で管理する定額貯金（担保定額貯金）の場合の1口の預入金額は、預入金額が割り切れる最大の金額が適用されます。 1口の預入金額によっては、利子額、税額の計算上、受取金額が異なる場合があります。
預 入 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口にお申込みいただくほか、ゆうちょ銀行のA T Mでも預入できます。 また、ゆうちょダイレクト（インターネットサービスに限ります。）をご利用の方は、パソコンを利用して預入できません（担保定額貯金に限ります。）。 ゆうちょダイレクトでは、通常貯金の払戻金を充てる預入に限ります。 本人確認がお済みでない総合口座でのゆうちょダイレクトによる預入はお取扱いいたしません。
払 戻 方 法	据置期間経過後、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で口数単位で払戻しできます。 担保定額貯金の場合、口数単位での払戻しはいたしません。 担保定額貯金の場合、預入日から起算して10年経過後は、自動的に払い戻し、預入金額及びその利子を通常貯金に振り替えて預入します。 据置期間内に払い戻す場合には、据置期間内払戻利率を適用します。 正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。
利 率	預入時の利率を約定利率として預入日から起算して最長10年間適用します。 ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の貯金窓口に表示する利率を適用します。 預入日から起算して10年経過後は通常貯金の利率を目安とした利率を適用します。
利 子 計 算	月割計算で、半年複利の方法で計算します。 預入後3年までは6か月ごとの段階利率となっており、預入日から起算して10年間は預入から払戻しまでの期間に応じた利率を預入時にさかのぼって適用します。 預入日から起算して10年経過後は毎年3月31日を区切り、4月1日に利子を元金に加えます。
利 子 課 税	20%の源泉分離課税 障がい者の方などは利子を非課税とすることができます。
据 置 期 間 内 払 戻 利 率	通常貯金の利率を目安とします。
付 加 可 能 特 約 事 項	預入日から起算して10年経過後、預入金及びその利子を通常貯金に振り替えて預入する取扱い（満期振替預入の取扱い）ができます（担保定額貯金を除きます。）。 払戻しなどの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行う取扱い（暗証番号必須取扱い）がご利用いただけます。 通常貯金通帳について暗証番号必須取扱いを行っている場合は、当該通帳に預入されている担保定額貯金は自動的にこの取扱いとなります。
そ の 他	通常貯金の残高を超える払戻しがあった際は、担保定額貯金（自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。）を担保として、自動的に「貯金担保自動貸付け」の取扱いとなります。 ゆうちょダイレクトにより預入された担保定額貯金は、自動貸付けの取扱いの廃止はできません。 残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき500円の手数料が必要となります。 手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類のご提示をお願いする場

合があります。

ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま 1,000 万円（平成 19 年 9 月 30 日までに預入された定期性の郵便貯金を含みます。）までとなっています。

なお、財産形成定額貯金などは、これとは別枠でご利用いただけます。

この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本 1,000 万円までとその利子の支払が保証されます。

この貯金には、定額貯金規定その他関係規定が適用されます。

詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター	
-------------	--

電 話	0120-108420（通話料無料） 携帯電話・PHS 等からも通話料無料でご利用いただけます IP 電話等一部ご利用いただけない場合があります
-----	--

受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3 は、9:00～17:00）
------	--

ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

全国銀行協会相談室	
-----------	--

電 話	0570-017109 または 03-5252-3772
-----	------------------------------

受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3 を除く）
------	----------------------------------

U R L	http://www.zenginkyo.or.jp/adr/
-------	---

平成 23 年 5 月 6 日現在